

厚生科学審議会に設置された分科会 及び部会の活動状況について

- 感染症分科会P 1
- 生活衛生適正化分科会P 2
- 科学技術部会P 3
- 疾病対策部会P 5
- 地域保健健康増進栄養部会P 6
- 生活環境水道部会P 7
- 医薬品販売制度改正検討部会P 8
- 健康危機管理部会P 9

厚生科学審議会感染症分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

（1）感染症分科会

平成13年5月以降現在まで計32回開催され、平成18～19年度においては、感染症分科会長の選出及び感染症部会・結核部会の委員指名、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正及び結核に関する特定感染症予防指針についての審議、インフルエンザ（H5N1）の政令指定の延長についての協議を行った。また、新型インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザ対策行動計画の改定や総合訓練の実施などについての報告を行った。

（2）感染症部会

平成13年10月以降7回開催され、平成17年度において、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」について、平成17年3月にエイズ・性感染症ワーキンググループを設置し、改正の審議を行った。以降、平成18年度から現在までは開催されていない。

（3）結核部会

平成13年7月以降現在までに12回開催され、平成19年度においては、結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の届出基準、潜在性結核感染症に対する公費負担、結核に係る入退院基準等について審議を行った。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降現在まで計11回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っているところである。

なお、平成14年10月に開催された第2回において、生活衛生関係営業を取り巻く環境の変化を踏まえ、振興指針の在り方の抜本的見直しについて検討され、「生活衛生関係営業の振興指針の見直しについての考え方」が取りまとめられた。以後、この考え方により改正が行われており、平成19年度においては、食鳥肉販売業の振興指針の改正について審議が行われた。

また、同法の規定により、厚生労働大臣が指定する業種について、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関する約款（以下「標準営業約款」という。）を定めることができるとされており、平成16年に開催された第7回においては、めん類飲食店営業に関する標準営業約款及び一般飲食店営業に関する標準営業約款についても審議が行われ、同年11月30日に認可された。

（平成18年度）

- 第10回生活衛生適正化分科会（平成18年11月15日開催）

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について審議。

（平成19年度）

- 第11回生活衛生適正化分科会（平成19年11月21日開催）

食鳥肉販売業の振興指針の改正について審議。

厚生科学審議会科学技術部会

1 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 科学技術部会

平成13年2月以降41回開催され、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法など、科学技術政策の重要事項に関する審議を行っている。

平成19年7月に「疫学研究に関する倫理指針の改正（平成19年8月通知）」等について総括的な審議を行った。

また、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させている。

このほか、研究評価方法については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成14年8月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について審議を行っている。

現在、厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管のあり方等について審議を行っており、今後、厚生労働科学研究における利益相反に関する指針等について審議を行う予定。

(2) 遺伝子治療臨床研究作業委員会

平成13年3月以降44回開催し、実施施設から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画に関し、主として科学的・倫理的事項について論点整理を行っている。

平成19年度岡山大学医学部・歯学部附属病院（前立腺がん）からの新規申請について審議を終了。

現在は、東京大学医学部附属病院（進行性膠芽腫）からの新規申請について審議中。

また、申請のあった遺伝子治療臨床研究で遺伝子組換えウイルス等のベクターを使用する場合は、別途、同作業委員会の下に置かれている委員会で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成16年2月）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行っている。

(3) ヒト胚研究に関する専門委員会

平成17年9月以降現在まで14回開催（平成18年1月以降は文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会と合同開催）し、ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に関するガイドラインの作成及び研究審査体制の整備に向けて検討を行っている。

(4) 疫学研究指針の見直しに関する専門委員会

平成18年10月以降6回開催し、「疫学研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）の見直しのための検討を行った。検討結果を踏まえ、平成19年8月には改正された「疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）」が告示された。

(5) 厚生労働科学研究における利益相反に関する検討委員会

平成19年6月以降現在まで5回開催し、厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針の作成に向けて検討を行い、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」の案についてパブリックコメントを行ったところである。

(6) 臨床研究の倫理指針に関する専門委員会

平成19年8月以降現在まで4回開催し、「臨床研究に関する倫理指針」（平成16年厚生労働省告示第459号）の見直しのための検討を行っている。

(7) ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会

平成19年7月以降現在まで3回開催し、実施施設から申請のあったヒト幹細胞臨床研究実施計画に関し、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づいて審査を行っている。平成19年度は、10月までに大阪大学大学院医学系研究科（虚血性心疾患）、国立循環器病センター（脳塞栓症）、京都大学医学部附属病院（大腿骨頭無腐性壊死、月状骨無腐性壊死）からの計4件の申請につき審議を行い、指針への適合性を確認した。現在は奈良県立医科大学（顎骨欠損）、東海大学（椎間板疾患）、帝京大学（偽関節等）、信州大学（軟骨疾患等）、慶應義塾大学（虚血性心疾患）等の申請につき審議を行っているところ。

厚生科学審議会疾病対策部会

1 所掌事務

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

(2) 臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から本年4月までに25回開催され、臓器提供意思表示カードの取扱い等、臓器移植に関する議題について検討した。

(3) リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年4月から平成17年8月までに3回開催され、リウマチ・アレルギー疾患に係わる情報の整理や普及について検討し、平成17年10月に「リウマチ・アレルギー対策委員会報告書」を取りまとめた。

(4) クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年から本年4月までに12回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

(5) 難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から平成14年7月までに7回開催され、関係団体等からのヒアリングを含め、今日の医療水準に照らした特定疾患治療研究事業の在り方等について議論を重ね、14年8月23日に「今後の難病対策の在り方について（中間報告）」を取りまとめた。

(6) 造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年6月までに28回開催され、現在の造血幹細胞移植の状況の検証及び評価を行うとともに、今後の対策の在り方について検討を行った。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成19年4月10日に第27回の会議を開催、生活習慣病対策の推進等に関する検討を行った。

具体的には、①健康増進法に基づく基本方針の改正及び都道府県健康増進計画の改について、②健康日本21の中間評価、③医療制度改革を踏まえた今後の健診及び保健指導の在り方に関する標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）の策定、④市町村の新たな健康増進事業について、⑤健やか生活習慣病国民運動について等を踏まえ、国、都道府県、市町村、医療保険者等の責務と役割等についてそれぞれ検討を進め、今後も引き続き生活習慣病対策について検討を進めていくこととしている。

○平成19年4月10日

1. 健康増進法に基づく基本方針の改正及び都道府県健康増進計画の改定について
2. 健康日本21中間評価について
3. 標準的な健診・保健指導プログラムについて
4. 市町村の新たな健康増進事業について
5. 健やか生活習慣病国民運動について
6. その他

厚生科学審議会生活環境水道部会

1 所掌事務

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 生活環境水道部会について

平成19年10月に第6回生活環境水道部会が開催され、「水質基準の見直し等について」、「水道施設の耐震化について」及び「指定給水装置工事事業者制度について」等の審議が行われた。「水質基準の見直し等について」では、前回部会で示された水質基準への塩素酸の追加等についての対応状況、水道水質基準逐次改正検討会で示された水質基準の見直しの方向性、及び水安全計画への取組状況について審議が行われ、提示された方針を進めていくことが了承された。「水道施設の耐震化について」では、水道施設の耐震性能基準の明確化及び水道施設の耐震化の推進に向けた情報提供の在り方について審議が行われ、省令の改正等を通じて水道施設の耐震化を推進していくことが了承された。「指定給水装置工事事業者制度について」では、制度の施行状況の評価及び課題に対する今後の取組の方向性について審議が行われ、通知の発出等を通じて対応していくこととされたところである。

厚生科学審議会医薬品販売制度改革検討部会

1 所掌事務

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議することを所掌事務として、平成16年4月14日に設置。

2 主な活動状況

(1) 医薬品販売制度改革検討部会

平成16年5月以降現在まで計23回開催され、平成17年12月に報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、第164回国会に薬事法の一部を改正する法律案を提出した。その後、同法案は、衆参厚生労働委員会等の審議を経て成立し、平成18年6月14日に公布された。改正薬事法は、医薬品のリスク分類等の一部の規定を除き、公布日から3年以内の政令で定める日より施行することとされている。

(2) 医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関する専門委員会

医薬品販売制度改革検討部会での議論を踏まえ、医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関し、専門的見地から調査審議を行うために同部会のもとに設置。

平成16年10月以降現在までに12回開催され、一般用医薬品に関するリスク評価方法について審議し、一般用医薬品に配合される主たる成分について、製品群として85製品群、成分としてのべ485成分のリスク評価を行った。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日に設置。

2 主な活動状況

原因不明な健康危機が発生した場合、専門的な助言を得るための部会であり、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、年に1回程度の開催を行う予定。なお、これまでの開催状況は次のとおり。

○平成18年10月30日

- (1) 健康危機管理部会長の選出について
- (2) 健康危機管理部会運営細則について
- (3) その他

○平成19年6月5日

- (1) 原因不明な健康危機事例への対応について
- (2) 健康危機管理に関する研究事業について
- (3) 改正国際保健規則について
- (4) 世界健康安全保障イニシアティブについて
- (5) その他